



この利用案内は大切に保管してください

令和 8 年度 学童保育室利用案内

目次

1. 学童保育室の概要.....	1
2. 学童保育室の利用要件.....	2
3. 学童保育料.....	3
4. 利用申請方法.....	5
5. 利用にあたり、用意していただくもの.....	10
6. 学童保育料振替口座の設定について.....	10
7. 送迎方法.....	10
8. 学童保育室を休む場合.....	11
9. 利用の制限・取消.....	11
10. 学童保育室利用中に怪我をした場合.....	12
11. 緊急時の対応.....	12
12. 学童保育の利用をやめるとき（利用辞退）.....	13
13. その他注意事項.....	13
14. 放課後の子どもの居場所のご案内.....	14
15. 学童保育室一覧表.....	15
16. よくある質問.....	16
問合せ先.....	17

令和8年度からの変更について

●保育料金（通常保育） 1～3年生 2,000 円/月 4～6年生 3,000 円/月

→ 全学年 2,000 円/月

●長期休みの早朝学童保育 夏休みのみの実施 → 冬休み、春休み期間も実施

●延長保育（令和 8 年度から新設）

午後 6：30～午後 7：00 の間実施（保育料金 1,000 円/月）

※なお、これまでは月の登録日数が 15 日に満たない場合は、保育料が発生しませんでした。令和 8 年度からは利用日数に関わらず、登録していれば月の保育料は発生します。

※このほか、減免対象が変更となりました。詳しくはご案内をご覧ください。

1. 学童保育室の概要

(1) 学童保育室とは

学童保育は、小学校に就学している児童の保護者が、就労等の理由により昼間家庭での保育が困難な場合に、保護者に代わって児童の安全確保・健全育成を図ることを目的に設置されています。

学童保育室では遊びや生活の場を提供し、個性を尊重しながら、集団生活にふさわしい仲間関係をつくり、心身の調和のとれた発達を促進するよう、計画的な運営を行っています。

(2) 保育時間

○通常保育

平日の授業日：下校時から午後 6 時 30 分まで

平日の休業日（学校行事振替休日、春休み・夏休み・冬休み期間等）

：午前 8 時から午後 6 時 30 分まで

第 3 土曜日（祝日を除く）：午前 8 時から午後 6 時 30 分まで

○早朝保育

春休み・夏休み・冬休み期間のみ：午前 7 時 30 分から午前 8 時まで

（申請により許可された場合に利用可）

○延長保育

平日の授業日、平日の休業日のみ：午後 6 時 30 分から午後 7 時まで

（申請により許可された場合に利用可）

※早朝保育及び延長保育は、第 3 土曜日は実施しません。

※平日休業日や、学期始め・学期末等の給食がない日は、お弁当を持たせてください。

(3) 休室日

- ・土曜日（第 3 土曜日は除く）、日曜日、祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで
- ・災害等により学校が休校となる場合、学童保育室も休室になることがあります。
- ・その他、地域のお祭り等の行事で臨時的に休室となる場合があります。



2. 学童保育室の利用要件

【利用対象児童】

市内に住所のある児童または市内の小学校に在学する児童で、次のような場合が対象となります。

- ・保護者が就労（原則、月曜日～金曜日のうち3日以上、終業が午後3時以降）のため、児童が帰宅しても保護者または保護者に代わる者がいない児童
- ・保護者の出産、傷病その他の理由により、緊急かつ一時的に保護者または保護者に代わる者がいない児童

※就労している方でも、児童が下校する時間に在宅している場合は、学童保育室は利用できません。また、勤務がない日についても、自宅で保育できるため利用できません。

※学童保育室の受け入れスペースに限りがありますので、定員を超える場合は笛吹市学童保育室条例施行規則に基づき、優先決定させていただくため、利用できない場合もあります。（低学年児童・ひとり親家庭の児童・障がいのある児童を優先）

障がいのある児童の保護者の皆様へ

学童保育室の利用選考にあたっては、支援を要する児童に対して一定の配慮を行いますが、希望児童数が年々増加傾向にあるため、年度途中からの利用申請等は、保護者の就労状況や児童の学年によっては一時的に待機いただく場合があります。

障がいのある児童を対象に、学齢期の放課後等における療育を行う障害児通所支援施設「放課後等デイサービス」があります。

放課後等デイサービス事業を利用の際は、障害者手帳又は診断書等が必要となります。

詳細は、市障害福祉課に相談してください。

笛吹市役所障害福祉課 電話 055-262-1273



3. 学童保育料

(※児童 1 人あたりの月額)

○通常保育

各月 (8 月は夏休み期間利用は除く) 2,000 円

8 月 (夏休み期間のみ) 5,000 円

○早朝保育

春休み・夏休み・冬休み期間のみ 1,000 円/各季 (※通常保育料に 1,000 円追加)

○延長保育

各月 1,000 円/月 (※通常保育料に 1,000 円追加)

※利用が許可されると、学童保育室に登録されます。登録された月は保育料が発生します。
ご了承ください。

※3 か月以上学童保育料を滞納した場合は、利用許可を取り消すことがあります。

通常保育にかかる注意点

- ・ 7 月については、夏休み利用の有無に関わらず 2,000 円となります。
- ・ 8 月の夏休み期間を利用する場合は 5,000 円となります。
- ・ 8 月の夏休み期間を利用せず、夏休み明けから利用する (学校開始から利用する場合など) 場合は、8 月分の通常保育料として 2,000 円がかかります。
- ・ 月途中の登録、辞退の場合、利用の有無にかかわらず、保育料がかかります。

早朝保育にかかる注意点

- ・ 春休み、夏休み、冬休み期間に許可を受け、午前 7 時 30 分から学童保育を利用する場合は、通常保育料に 1,000 円が追加されます。

延長保育にかかる注意点

- ・ 延長保育を申請していない児童でも、保育時間が午後 6 時 30 分を過ぎてしまった場合には、延長保育料がかかります。その場合は、速やかに「延長保育利用申請書」を利用している学童保育室へ提出してください。

なお、市では、預かり事業として、学童保育の他にファミリーサポート事業があります。詳しくは、14 ページをご覧ください。

保育料徴収イメージ

	通常料金	早朝料金	延長料金
	月毎	季毎	月毎
5、6月 9月～11月 2月	2,000円		1,000円/月
7月（夏休み期間の登録がない者）	2,000円		
7月（夏休み期間の登録がある者）	2,000円	夏休み期間のみ ①7月のみ利用 ②8月のみ利用 ③7・8月両方利用 ※①～③すべてにおいて、一律1,000円	
8月（夏休み期間の登録がある者）	5,000円		
8月（夏休み期間の登録がない者：2学期の始業式から利用する等の場合）	2,000円		
12月	2,000円	冬休み期間のみ ①12月のみ利用 ②1月のみ利用 ③12・1月両方利用 ※①～③すべてにおいて、一律1,000円	
1月	2,000円		
3月	2,000円	春休み期間のみ ①3月のみ利用 ②4月のみ利用 ③3・4月両方利用 ※①～③すべてにおいて、一律1,000円	
4月	2,000円		

○保育料の減額・免除

家庭における保育料の負担を軽減するために保育料の減額・免除の制度があります。保育料の減額・免除を希望する方は、利用が許可された後、減免申請書を提出してください。

（早朝・延長保育料についても減免が適用されます。）

減免対象区分			保育料
生活保護世帯			免除
前年度分の住民税非課税世帯	登録児童が1人の場合		免除
	登録児童が2人以上の場合	1人目の児童	半額
		2人目以降の児童	免除
上記以外の世帯	登録児童が2人以上の場合	2人目の児童	半額
		3人目以降の児童	免除

※年度毎に減額・免除の申請が必要です。自動的に減額・免除にはなりません。

4. 利用申請方法

(1) 申請書類

①学童保育室利用申請書（様式第1号）

1 世帯につき 1 部

②就労等、学童保育が必要な状況を証明する書類

利用希望児童と同居する 18 歳以上 65 歳未満の親族（高校生を除く）及び同一行政区に居住する 65 歳未満の祖父母それぞれの方について、次のいずれかの書類が必要です。

保護者（同居家族）の状況	必要な書類	内容・注意点
会社員・公務員など被雇用者の方	・就労証明書（様式第2号）（発行から3か月以内のもの）※「就労証明書に関する注意点」（p.6）を必ず確認	・勤務先で証明を受けてください。 ・不明な点は勤務先に問い合わせる場合があります。
自営業・農業に従事している方	・就労証明書（様式第2号）（発行から3か月以内のもの）※「就労証明書に関する注意点」（p.6）を必ず確認	・本人が経営者：本人が記入 ・本人が経営者でない：経営者の方が記入・就労状況等について、必要に応じて電話または現地確認を行う場合があります。
大学、専門学校等に就学中の方（職業訓練所含む）	・在学証明書、学生証の写し、入学許可証の写しのうち1つ	・児童の放課後の保育が困難な状況がわかるものを提出してください。
出産前後の方	・申立書及び母子手帳の写し（出産予定日が分かる箇所）	・出産予定日より6週間（42日）前まで、産後は出産日から8週間（56日）後までが対象となります。
傷病・障がいがある方	・申立書及び医師の診断書等（発行から3か月以内のもの）または障害者手帳	・児童の放課後の保育が困難な状況について記載してください。
ご家族の看護や介護がある方	・申立書及び看護（介護）を必要とする方の診断書（発行から3か月以内のもの）または要介護証明、障害者手帳等の写し	・誰が、誰の看護（介護）のために児童の放課後の保育が困難であるかを記載してください。

※保育所入所に必要な就労証明書と同じ様式であるため、『笛吹市の保育所入所用に取得した就労証明書』で代用できます（コピー可）。

（注）学童保育クラブ用の記載内容では、記入項目の不足により保育所入所申請には代用できない場合があります。

※証明書の内容について、勤務先事業者等に無断で作成し、又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

※年齢の基準日は利用年度の4月1日とします。（令和8年3月31日までに申請する場合）

※世帯が分かれていても、一緒に住んでいる場合は同居と見なします。同一敷地内の別棟に居住されている方については、完全に別棟で生活している（共有部分がない）場合には、同居とは見なしません。ただし、同居と見なされない場合でも、同一行政区に居住する65歳未満の祖父母についてはいずれかの書類が必要となります。

※住民票があるが、実際には住んでいない等の状況である場合は、就労証明書や申立書等が必要となります。

※証明書類の対象年齢で、同一住所地、同一敷地内にお住まいの別世帯の方がいる場合は、申請書「5 その他特記事項」に具体的な状況を記入してください。

（例 笛吹太郎（児童の叔父）は同一敷地に住所があるが、敷地内に家屋が2棟あり、当家族とそれぞれ別棟で生活している。）

【就労証明書に関する注意点】

- ・ 消せないボールペンで記載してください。
- ・ 訂正が必要な場合は、修正液や修正テープは使用せず、訂正印を押印してください。
- ・ 笛吹市のホームページから就労証明書様式（Excel）がダウンロードできます。
Excelを利用して作成いただくことも可能です（提出の際は紙に印刷してください）。
- ・ 勤務日、勤務時間が不規則で、就労証明書の勤務時間欄への記載が困難な場合には、備考欄に勤務形態が分かるように記入していただくか、直近1か月間のシフト表を就労証明書に添付してください。

『備考欄への記入例』

〈例1〉 8:00～16:00、16:00～24:00のシフトで交代制、不定休で週5日勤務

〈例2〉 勤務時間不定（8:30～22:00の間に7～9時間勤務）、勤務日不定（月20日）

「シフト制」や「不定休」だけでは勤務状況が判断できません。週（月）何日勤務しているか、いつの時間帯に勤務しているか（何時間勤務しているか）、最低限判断できるよう記入をお願いします。

就労証明書の様式は

こちら →



（市ホームページ）

会社員・公務員など被雇用者の方

- ・勤務先に記入してもらってください。

※事業所名の欄に必ず“担当者名”、“記載者連絡先”も記入してもらってください。

- ・パートタイム、派遣契約等による就労で契約期間がある場合は、再契約後、改めて就労証明書を提出していただく必要があります。

自営業・農業に従事している方

- ・本人が経営者の場合は、本人が記入してください。
- ・本人が経営者でなく、親族が経営者の場合は、経営者の方に記入してもらってください。

※就労証明書の内容を、利用する学童保育クラブへ提供します。ご了承ください。

③児童が障害者手帳、療育手帳所持者、特別児童扶養手当支給対象児の場合

- ・手帳の写し等（障がいがあることが分かるもの）を添付してください。

※学童保育支援員の加配を必要とする場合もありますので、ご相談ください。児童の状況把握のため、事前に面談等をさせていただく場合があります。

※申請書提出後に、状況に応じて必要な書類を再度提出していただくことがあります。

※申請書や添付書類の内容に不明な点があった場合、電話確認、現地確認等をさせていただく場合がありますので予めご了承ください。内容に偽りがあった場合は利用を取消すこともあります。

④児童手当に係る学童保育室保育料等の徴収等に関する申出書

- ・「石和南小学童保育クラブ」「石和北小学童保育クラブ」「富士見小学童保育クラブ」「石和西小学童保育クラブ」「芦川学童保育クラブ」の利用申請の場合、1世帯につき1部提出をお願いします。

※利用児童にかかる学童保育料を滞納している場合に限り、保護者の児童手当支給額から滞納額の支払いにあてるための書類になります。

※上記以外の学童保育室については各クラブで学童保育料を徴収しているため、本書類は提出不要です。

(2) 令和8年度4月からの新規利用申請及び継続利用申請

令和7年10月14日（火）から子育て支援課にて学童保育室利用申請書の配布を開始します。申請書に必要書類を添付し、提出してください（郵送での申請は不可）。

（市ホームページにも様式等を掲載していますが、不明の点はお問い合わせください。）

利用の審査を行い、許可・不許可にかかわらず令和8年1月下旬までに結果の通知をお送りします。

(3) 年度途中の利用申請

年度の途中に利用の希望がある場合は、利用希望日の1か月前から子育て支援課窓口で随時申請を受け付けますので、学童保育室利用申請書に必要書類を添付し、提出してください（郵送での申請は不可）。ただし、その時の空き状況により待機いただく場合があります。

利用の審査を行い、許可・不許可にかかわらず結果の通知をお送りします。

※申請書の提出から結果の通知までは10日程度かかります。

※利用希望日が決まった時点で、早めに申請をしてください。

※利用申込期限に間に合わない場合は、子育て支援課までご相談ください。

【年度途中からの利用申請受付期間】

利用開始月	利用申込期限
令和8年 4月	令和8年3月18日（水） まで※
令和8年 5月	令和8年4月17日（金） まで
令和8年 6月	令和8年5月19日（火） まで
令和8年 7月	令和8年6月18日（木） まで
令和8年 8月	令和8年7月17日（金） まで
令和8年 9月	令和8年8月18日（火） まで
令和8年 10月	令和8年9月17日（木） まで
令和8年 11月	令和8年10月19日（月） まで
令和8年 12月	令和8年11月17日（火） まで
令和9年 1月	令和8年12月18日（金） まで
令和9年 2月	令和9年1月18日（月） まで
令和9年 3月	令和9年2月15日（月） まで

※新年度4/1からの利用については、基本的には一斉受付での申請となります。

【長期休暇のみの利用申請期間】

利用期間	利用申込期限
夏休みのみ	令和8年6月15日（火） まで
冬休みのみ	令和8年10月30日（金） まで
春休みのみ	令和9年1月31日（月） まで

5. 利用にあたり、用意していただくもの

- ・防災頭巾（児童の名前を書いてください）
- ・その他、学童保育室ごとに必要とするもの（学童保育支援員にお尋ねください）

6. 学童保育料振替口座の設定について

（1）「石和南小学童保育クラブ」「石和北小学童保育クラブ」「富士見小学童保育クラブ」「石和西小学童保育クラブ」「芦川学童保育クラブ」を利用する児童

市より指定された口座から市が学童保育料の振替を行いますので、口座振替依頼書を口座のある金融機関に提出してください。原則、口座の名義人は申請書の保護者となります。前年度に学童保育室を利用し、既に口座が設定してある場合は、再度提出する必要はありません。

※口座振替依頼書は、市役所子育て支援課及び市内金融機関にあります。

※毎月末日に指定口座から振替を行いますので、残高不足にならないよう、ご確認をお願いします。口座振替ができなかった場合は、納付書により納付していただきます。

※末日が土・日・祝日の場合は翌営業日が振替日となります。また、12月については12月25日が振替日となります。

※「保護者を変更した場合」「口座を変更した場合」は改めて提出が必要となります。

（2）「石和東小学童保育クラブ」「御坂学童保育クラブ」「一宮学童保育クラブ」「八代学童保育クラブ」「境川学童保育クラブ」「かすがい学童保育クラブ」を利用する児童

学童保育料の徴収方法は各学童保育室で異なります。

納入方法等詳しいことは、各学童保育室へお問い合わせください。

7. 送迎方法

午後6時30分までに、保護者の迎えが必要です。

午後6時30分を過ぎる場合は、午後7時まで実施する「延長保育」が利用できます。延長保育を利用するためには、通常時間の学童保育の申請とは別に、延長保育の申請が必要となります。（一月1,000円の保育料が通常保育料に追加されます。）

平日の休業日（学校行事振替休日、春・夏・冬休み期間等）は、保護者の方に朝夕の送迎を行っていただく必要があります。

※18歳未満の兄弟を送迎者とすることはできません。送迎は、必ず両親や祖父母などの18歳以上のご家族が行ってください。

※申請いただいた通常の送迎者以外の方の迎えになる場合は、引渡しができませんので、必ず事前に学童保育室に連絡してください。

8. 学童保育室を休む場合

- ・学童保育室へ電話連絡等で休む旨を伝えてください。無断欠席をしないよう、必ず連絡をお願いします。

- ・塾等に通うため、決まった曜日に休む場合は、学童保育支援員にその旨を伝えていただくようお願いします。

- ・長期にわたって利用実績がない場合は、理由によっては利用を辞退していただくことになります。

※児童による口頭連絡は受けられませんので、必ず保護者の方が学童保育室に連絡してください。

9. 利用の制限・取消

○許可を受けた場合でも次のような場合は利用が制限される場合があります。

- ・インフルエンザ等感染症により、他の児童に感染させるおそれがあると認められる場合

※医師や保健所の判断により、感染のおそれがなくなったときは、治癒証明書を提出することにより学童保育室の利用が可能になります。（インフルエンザ、新型コロナは除く）

※インフルエンザ、新型コロナについては、別途報告書（市ホームページ参照）の提出で対応可能です。

※学校への出席停止となる期間は、学童保育も利用できません。また、学校で感染症による学級（学年）閉鎖となった場合、閉鎖の対象となった学級（学年）の児童は、感染症にかかっていなくても利用できません。

各種報告書はこちら →



（市ホームページ）

- ・身体等の虚弱な状況で学童保育室にいることが困難な場合
- ・学童保育室の運営管理上支障がある場合

○許可を受けた場合でも次のような場合は許可が取消となることがあります。

- ・児童の保護者が就労等による許可条件に該当しなくなった場合
- ・正当な理由がなく学童保育の利用実績が長期にわたってない場合
- ・利用申請に偽りその他不正があったと認められる場合
- ・学童保育料の納入を怠った場合
- ・学童保育室の開室及び閉室時間を遵守できない場合
- ・他の利用児童に精神的苦痛や危害が及ぶ場合
- ・重度の食物アレルギーや障がい等に対し、学童保育支援員が対応できない場合
- ・学童保育支援員等からの健全育成のための適切な指導を受け入れず、学童保育室の運営に支障をきたす場合
- ・その他、児童の利用が不適切である場合

10. 学童保育室利用中に怪我をした場合

学童保育室の管理下で、怪我等が発生した場合は、市または各学童保育室で加入している保険で対応します。

学童保育室の管理責任の有無に関わらず支払われる保険で、「学童保育室の管理下」において児童が怪我、入院、通院した場合や、死亡、後遺障害が補償対象です。

11. 緊急時の対応

学校が臨時休校になった場合、安全面における判断基準は学校と同様となりますので、学童保育室も閉所になります。

自然災害による被害を予測し、子どもの安全を優先し、学校が一斉下校（短縮授業等）となった場合も基本的には閉所となります。その場合は、学校から保護者へ引き渡しになります。

※児童の体調がよくない場合等は、緊急連絡先へ電話連絡しますので、できるだけ早いお迎えをお願いします。

※申請時と利用決定後に緊急連絡先を確認していますが、変更があった場合は速やかに学童保育室に連絡をお願いします。

※緊急時の対応は、あくまで基本的な対応を定めたものであり、実際の緊急時には状況に応じた対応をとることがありますのでご承知おきください。

1 2. 学童保育の利用をやめるとき（利用辞退）

就労状況等が変わり、学童保育の必要がなくなったときは、直ちに学童保育室または子育て支援課まで連絡を行うとともに、利用辞退日当日までに辞退届の提出をお願いします。

利用要件に該当しない状況で、利用を継続することはできません。必ず辞退手続きをお願いします。

※月の途中で利用辞退された場合でも、その月の保育料は発生します。（保育料は日割りにはなりません。また、日をさかのぼっての辞退はできませんので、ご注意ください。）

1 3. その他注意事項

- ・ 申請書 1 枚目右上の保護者氏名欄に記載された方が保護者登録され、各種通知の送付、保育料の請求をさせていただきます。既に学童保育を利用されている世帯が継続して利用される際に保護者を変更されると、これまで利用されていた口座振替が停止されてしまいますので、継続利用の方は事情がある場合を除き、保護者変更をされないようお願いします。
- ・ 在学する小学校が変わる場合は、継続利用している年度の途中でであっても、新たに申請が必要です。
- ・ 勤務先が変わった場合など、学童保育が必要な状況に関して変更があった場合は、速やかに学童保育室または子育て支援課にご連絡ください。就労証明書等証明書類の再提出が必要となります。
- ・ 途中退室しての再入室はできません。（塾やスイミングなど習い事で退室した後には戻れません）
- ・ 故意または過失による器物破損、他人に怪我をさせた等の場合は、保護者の責任において費用等の負担をしていただきます。

保護者の方へのお願い

学童保育室は、家庭に代わる生活の場を提供しますが、「集団生活」の場でもあり、利用する上でのマナーやルールがあります。自分勝手な行動は事故やけがの原因となるため、学童保育支援員がお子さんを褒めたり、叱ったりすることがあります。お子さん一人ひとり、育ってきた環境や個性が違いますので、褒め方、叱り方、性格等、保護者の方のアドバイスがありましたらぜひ支援員にお伝えください。

また、学童保育室のルールを守り、お友達と仲良く過ごせるよう、家庭内での指導（家庭教育）もお願いいたします。

1 4. 放課後の子どもの居場所のご案内

笛吹市では、お子さんの安全・安心な居場所を確保するために、学童保育の他にも次の事業を実施しています。

○ファミリーサポートセンター

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、援助を行うことを希望する協力会員の相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。事前に会員登録しておくことで、誰かの助けが借りたいときに助けてくれる人を紹介してくれます。

【内容】 時間単位で預かってもらうこと、保育施設への送迎など

【利用料】 1 時間 800 円～

【問い合わせ先】 ファミリーサポートセンター事務局「ファミリーベル」

電話 080-4816-2188

※事前に登録が必要です。

○児童館・児童センター

子どもたちに健全な遊びを通して、情緒豊かで健康や児童を育てることを目的とした施設です。専門の指導員が見守るなか、子どもたちが様々な遊びを楽しみながら、自主性・社会性・創造性を身に着けることができます。

名称	問い合わせ先
はなぶさふれあい児童館	055-261-2240
御坂児童センター	055-261-8688
一宮児童館	0553-47-7952
八代児童センター	055-265-2187
境川児童館	055-266-8077
春日居児童センター	0553-26-2866

【開館日】 月曜日～土曜日（祝日、12月29日から1月3日を除く）

【利用時間】 午前9：00～午後5：00

【利用料】 無料



15. 学童保育室一覧表

名称	所在地	連絡先電話番号
石和南小学校学童保育クラブ	石和南小学校内	090-7802-2572
石和東小学校学童保育クラブ	はなぶさふれあい児童館内 石和東小学校内	055-261-2240
石和北小学校学童保育クラブ	石和北小学校内	090-7803-4092
富士見小学校学童保育クラブ	富士見小学校内	090-7803-2336
石和西小学校学童保育クラブ	石和西小学校内	090-8873-4211
御坂学童保育クラブ	御坂児童センター内 御坂学童児童ひろば	055-261-8688
一宮学童保育クラブ	一宮児童館内	0553-47-7952
八代学童保育クラブ	八代児童センター内 若彦路ふれあいセンター別館内 八代小学校内	055-265-2187
境川学童保育クラブ	境川児童館内	055-266-8077
かすがい学童保育クラブ	春日居児童センター内 春日居学童児童ひろば	0553-26-5551
芦川学童保育クラブ	芦川小学校屋内運動場内	080-6093-8707

※御坂東小、一宮南小、一宮北小のみ 小学校～学童保育室間 の迎えのバスが利用できます。

16. よくある質問

Q1 受付期間中に申請が出せません。

A 受付期間後も随時申請を受け付けますが、受付期間後に提出いただいた場合は、待機いただく場合があります。

Q2 郵送で申請書を提出しても良いですか。

A 郵送での申請は受付していません。対面での受付時に世帯状況等を確認し、不備があればその場で修正いただく場合や、再提出をお願いする場合があります。

Q3 現在、学童保育室を利用しているが、また申請書を提出する必要はありますか。

A 必要です。年度更新になるため、毎年新規利用同様の審査をします。
また、継続利用の方を優先する制度にはなっていません。



Q4 夏休み等、長期休みのみ利用することはできますか。

A 夏休みのみ利用の受付は、令和8年6月15日までになります。

※その時の空き状況により利用できない場合があります。

※夏休み等のみ利用する場合、保護者の就労状況の条件を次の通りとします。

原則、月曜日～金曜日のうち3日以上で、終業が午後3時以降または、保育時間内における1日の就労時間が3時間以上

Q5 夏休み期間に入る前に、辞退届を提出し、夏休み終了後の2学期からまた利用する場合はどのようにしたら良いですか。

A 辞退届を提出後、再度利用を希望する場合は、新規申請と同様の手続きが必要となります。申請書と共に、就労証明書等の必要書類を揃えて、提出してください。

Q6 長期休み利用の申請期限までに申請書を提出できなかった場合は、長期休みの利用はできないのですか。

A 受付期間後に申請された場合は、長期休み初日からの利用ができない可能性があります。

Q7 月に一日も利用していませんが、その月の料金がかかるのはなぜですか。

A 利用の有無ではなく、登録されているかどうかでその月の学童保育料が発生します。

また、夏休み期間に登録がある場合も辞退届の提出がないと、利用の有無に関わらず料金が発生します。

利用の必要がなくなった場合は、速やかに辞退届を提出してください。（詳しくは p.13 へ）

Q8 学童保育室を利用しなかった日がある場合、学童保育料を日割りで返してくれますか。

A 日割りは行っていません。利用した日数に関わらず登録がある場合は、その月の保育料が発生します。

Q9 新 1 年生が、入学式前に利用することはできますか。

A 新 1 年生も、入学式前の 4 月 1 日から利用することができます。原則として、新年度 4 月からの利用申請（11 月 10 日から 11 月 28 日）の受付期間に申請が必要となります。期間を過ぎて申請することもできますが、4 月 1 日からの利用はできない可能性がありますので、ご了承ください。

Q10 学童保育料について詳しく教えてください。

A 通常保育料、早朝保育料、延長保育料があります。利用の仕方によって発生する保育料が変わります。

例：7 月～8 月の夏休み期間中に早朝学童を利用する場合（延長保育の利用なし）

7 月学童保育料 ⇒ 2,000 円

8 月学童保育料 ⇒ 6,000 円（通常保育料 5,000 円＋早朝保育料 1,000 円）

※早朝保育料は長期休み（春休み・夏休み・冬休み）期間ごとに発生します。（詳しくは p.3～p.4 へ）

Q11 早朝保育の申請はいつできますか。

A 早朝保育の申請は、申請時期が近づきましたら、各学童保育クラブを通してご案内いたします。

問合せ先

笛吹市役所 子供すこやか部 子育て支援課

子育て総務担当（保健福祉館 1 階） TEL 055-261-1904